



第1回認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議 ～頼れる家族がいない人たちの現場から～



2023年9月27日（水）

 株式会社OAGライフサポート





黒澤 史津乃 (くろさわ しずの)

株式会社OAGライフサポート
代表取締役
行政書士 / 消費生活アドバイザー

証券アナリスト・エコノミストとして、
金融機関の調査部門に勤務。

地方都市で、専業主婦として子育て。

東京のNPO法人において、
家族に頼らずに老後とその先を迎える高
齢者にまつわる法務問題に従事。
いわゆる「おひとりさま問題」。
法人担当者として100件超の任意後見人
及び成年後見人の業務を行った。



株式会社OAGライフサポートにおいて、
より広範に「家族を前提としない社会の
仕組み」の必要性を発信中。

2017年1月31日 身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議

2019年5月 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

2023年5月24日 衆議院予算委員会の総理質疑

(自民党 坂井学議員)

岸田総理：必要な対策を政府としても
講じていきたいと考えます。



2022年8月7日 総務省行政評価局／身元保証等高齢者サポート事業の調査報告公表

国会議員による「身寄りのない高齢者等の身元保証等を考える勉強会」

が中間とりまとめを岸田総理に提出

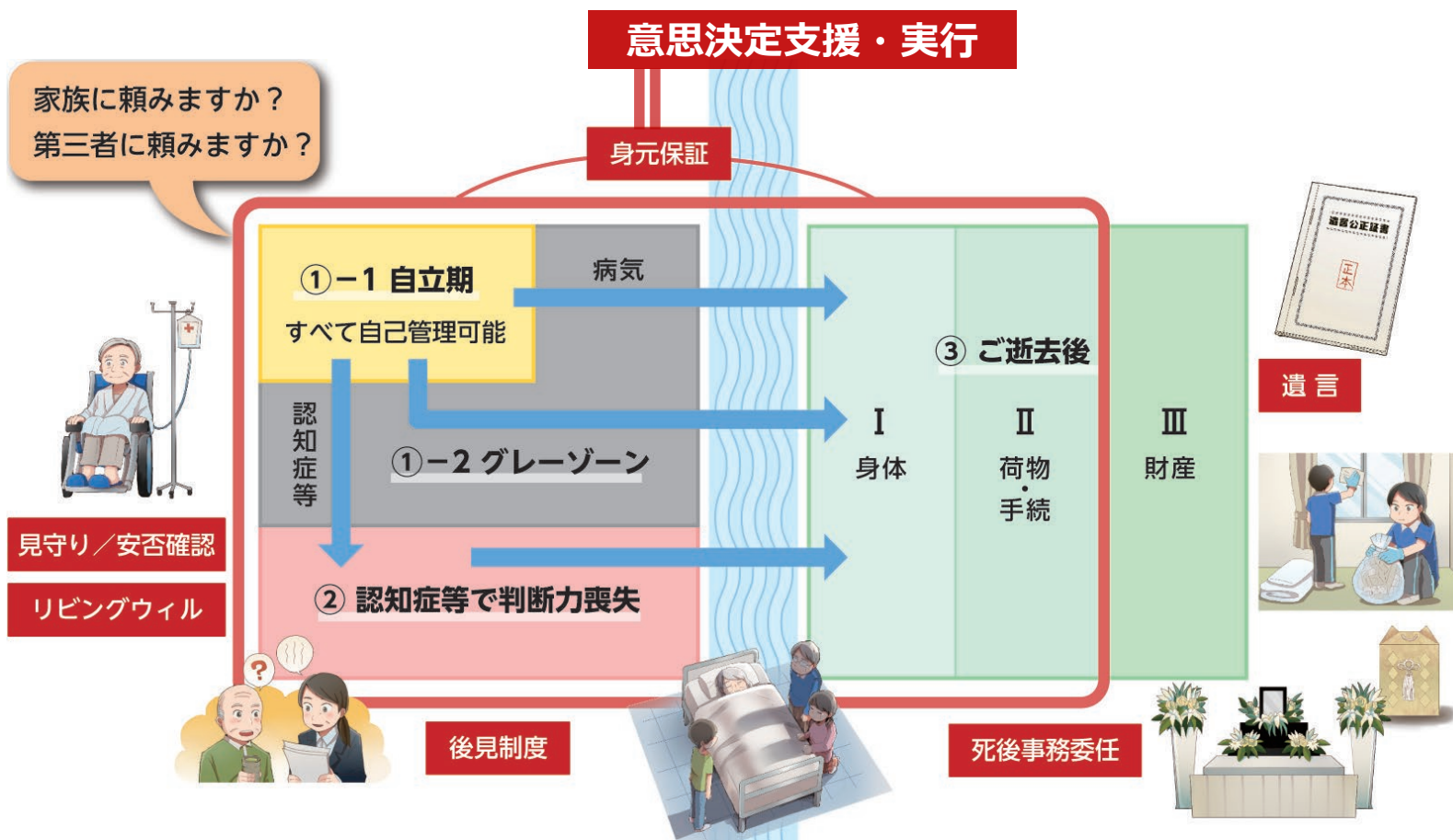
2023年9月13日 内閣改造に際する岸田総理の記者会見

「これ以上待たなしの社会的課題への対応を強化」するとして、

「**認知症の方が尊厳や希望を持って暮らすことのできる社会**」

「**身寄りのない方も含めて**高齢の方々が、**おひとりでも安心して歳を重ねること**ができる社会」





「自立期」にいる間は、自分ですべて意思決定できるので、周囲の支援が整えばよい。問題は、病気や認知症によって正常な判断が難しくなったときと、亡くなった後。本人にとって**大切な意思決定が、原則としてすべて「家族」に委ねられてしまう。**

現状は、「日本型福祉社会」を前提に、
「**呼べばすぐに駆けつけてくれる家族**」がいることが大前提の制度設計

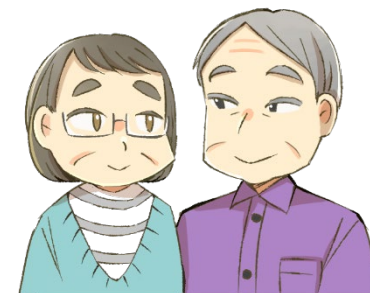
自分自身で正常な判断が出来なくなったとき、亡くなったときは、
自動的に**家族が意思決定の主役になる**仕組み

家族のカタチが多様化

- 未婚・子供なし
- 離婚
- 子供なし夫婦
- 事実婚・同性婚
- 家族はいるが疎遠・絶縁・頼りたくない・頼れない
- 家族はいるが迷惑を掛けたくない

判断力が低下した時・
病気の時・亡くなった時・
意思決定支援者・実行者が不在

「おひとりさま高齢者」
「身寄りなし高齢者」
決して他人事ではなく
誰でも当事者になり得る



※ 重要な意思決定は、判断力低下時や病気の時に求められることが多い。

現状

自分自身で正常な判断が出来なくなったとき、亡くなったときは、自動的に**家族が意思決定の主役になる**仕組み

家族に頼れない場合の現状の対処療法：

身元保証事業者
の利用

問題点：
業界団体も監督官庁
もない。
どの団体に依頼すれ
ばよいか分からない。

介護・医療従事者
のシャドウワーク

問題点：
権限外・職務外・無
償でリスクを負って
いる。人材不足。

地域の
ボランティア

問題点：
属人的になりがち。
持続可能ではない。
担い手不足。

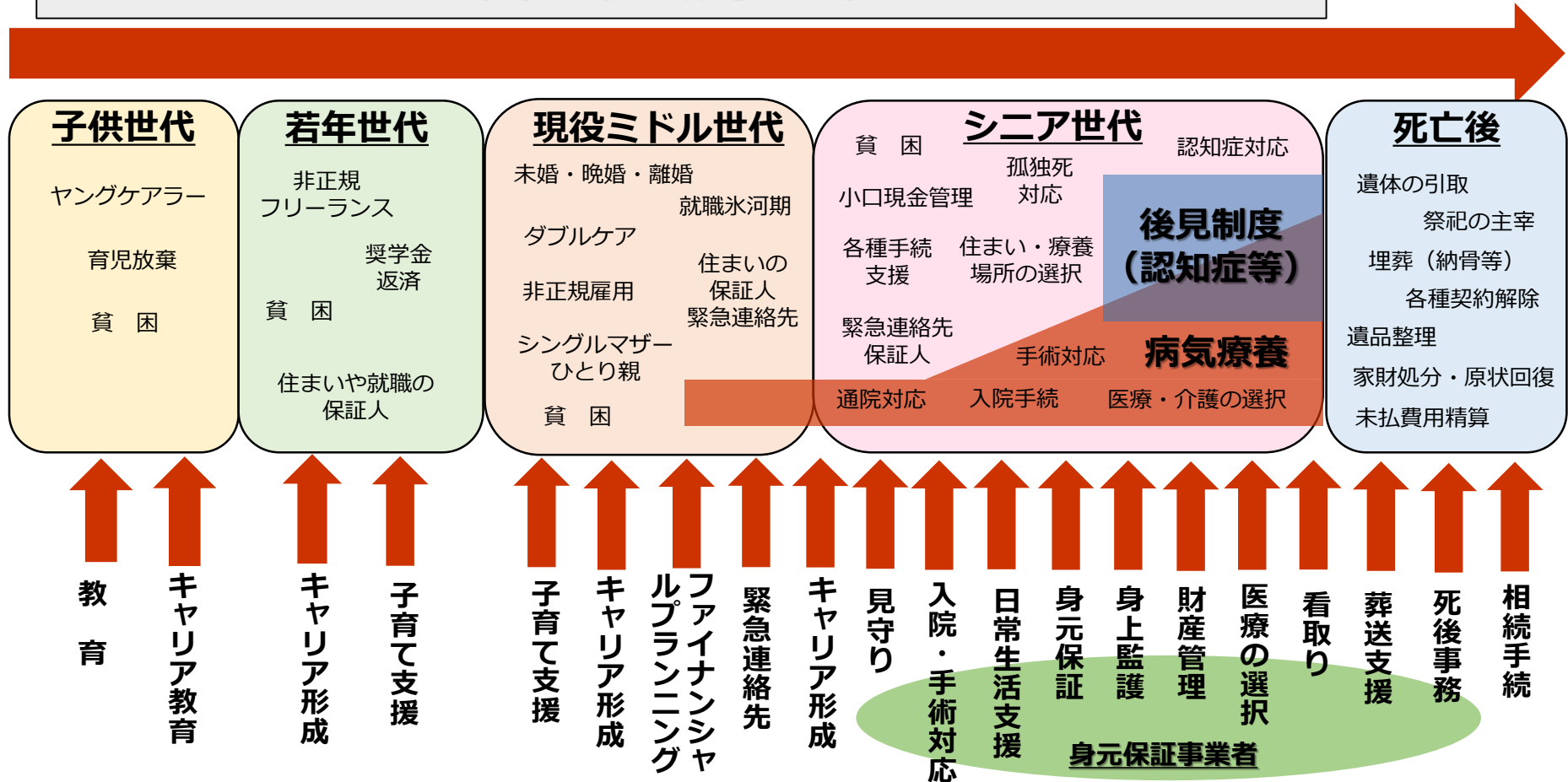
家族のカタチが多様化

- 未婚・子供なし
- 離婚
- 子供なし夫婦
- 事実婚・同性婚
- 家族はいるが疎遠・絶縁・
頼りたくない・頼れない
- 家族はいるが迷惑を掛けた
くない

頼れる家族がいる人もいない人も、誰ひとり取り残されずに
差別されたり困ったりすることなく、安心して老後とその先を迎えられる、
家族が全面的に支援することを前提としない仕組みへ
(横浜市において、築50年の分譲団地をフィールドとした実証実験を開始)

- ◆ 適正な民間サービスを安心して利用できるようにし、普及につとめる
- ◆ 正常な判断が出来なくなって以降に利用することを重視して、公が関わる部分を明確化する
- ◆ 民間サービスを利用できない低所得者層に向けたセーフティネットも用意する

孤独・孤立からの支援



キャリア形成支援

意思決定支援

独立（専門）アドボケーター : 新たな産業化

【家族に頼れない認知症の本人の尊厳を保持する困難さ】

- 認知症になってしまったからの関わりだけでは、本人の尊厳や希望がどこにあるのか、本人の尊厳がどうしたら保持されるのかが、的確に把握しきれない（存命中、人生の最終段階及び死後のすべての段階）。
 - 家族による支援が得られない場合、認知症の前段階であるMCI（軽度認知障害）の時期から、本人も気づかないうちに、日常生活に支障を来たしていることが多い。
 - 意思決定の権限が明確にならない（本人なのか、支援者なのか、後見人なのか）。
 - 同様に、尊厳の保持や希望の実現を主張する主体が明確にならない（※1 アドボケターの不在）。
- ※1 本人の尊厳を守り意思の決定支援や実行支援をする役割を想定

家族に頼らずに老後とその先を迎える場合の
意思決定支援の仕組みの確立が必要
(成年後見制度との関係性も含めて)

